

広告取扱型広報事業に係る県有財産の賃貸借に関する一般競争入札公告

次のとおり広告取扱型広報事業に係る県有財産の賃貸借を一般競争入札に付します。

令和 7 年 2 月 7 日

岐阜県知事 江崎 禎英
(文化創造課長)

1 入札物件

(1) 件名

広告取扱型広報事業に係る県有財産の賃貸借

(2) 施設名等

施設名称	所在地	貸付場所	面積
ぎふ清流文化プラザ	〒502-0841 岐阜市学園町 3-42	2 階運転者講習 センター	0.9 m ²

(3) 賃貸借期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（更新なし）

※契約期間は契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日とする

2 入札参加者の資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑨までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している

と認められる個人又は法人等

- ④ 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められる個人又は法人等
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等
 - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等
 - ⑦ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等
 - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これらを利用していると認められる個人又は法人等
 - ⑨ ②から⑧までのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし（⑧に該当する場合を除く。）、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等(4) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加申込期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 本件と同様の事業に対する実績を有していること。

3 入札手続に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県環境生活部県民文化局文化創造課文化施設係

電話 058-272-8245（直通）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7年2月7日（金）から令和7年2月19日（水）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

(3) 入札参加申込みの方法

ア 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書に必要な書類を添付して、3の(1)まで提出し、一般競争入札への参加を申し込まなければならない。

イ 提出期限 令和7年2月21日（金）

期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加することができない。
郵送の場合にあっては、期限までに3の(1)へ到達したものを有効とする。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月4日（火） 午前11時から

イ 場所 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県庁9階 906会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合
には、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、入札価格が最高価格である者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに岐阜県会計規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災、その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 転貸等の制限

- (1) 落札者は、賃貸借物件を第三者に転貸してはならない。
- (2) 落札者は、賃貸借物件を広告取扱型広報事業に係るモニターの設置並びにこれらの管理のためにのみ使用することとし、これ以外の用途に供してはならない。
- (3) 落札者は、広告取扱型広報事業に係るモニターの設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要（落札者と県有財産賃貸借契約書を締結する。）
- (3) 電報による入札は認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の有無の事実にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、入札の日から本契約締結の日までの期間内に、暴力団又は暴力団関係者（２の（３）の各号に掲げるものをいう。以下同じ。）に該当することが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないものとする。
また、契約後に暴力団又は暴力団関係者に該当することが判明した場合は、契約を解除の上、違約金を徴収する。
- (7) 入札等に関する質疑がある場合には、令和７年２月１４日（金）午後５時１５分までに書面により３の(1)まで提出するものとする。
- (8) 詳細は入札説明書による。